福井健策の

演劇×著作権×法律

弁護士（日本・ニューヨーク州）／日本大学芸術学部 客員教授
HP：http://www.kottolaw　Twitter：@fukuikensaku

第29回

著しく不完全な「表現の自由」論争史
～公開中止・会場使用許可・助成金を中心に

という訳で、会期終了まで1週間というギリギリの時期に「表現の不自由展・その後」が再開され、あいちトリエンナーレ2019は幕を閉じた。この2月半、まさにメディア上は「あいトリ祭り」と言って良い報道・論争が続き、劇作家協会（→P36）をはじめ多くの団体が声明を発し、緊急集会を開催した。

ここまで表現の自由に人々の関心が集まることも滅多にないだろうし、この機会に表現をめぐる裁判と論争史を概観しようかなと思い立った。…いやいや無理。わいせつ・ヘイト・プライバシーから政治ビラ・パロディまで、対象も裁判の種類もあまりに膨大で到底筆者の手には負えないし、そもそも紙面が足りなすぎる。そこで、今回は主に劇場や美術館のような「パブリック・フォーラム」の使用許可、公開の中止、そして話題沸騰の「助成金」をめぐる主要な表現裁判・論争に絞って眺めてみよう。

まずは**①使用許可**をめぐる代表的判例と言えば、**泉佐野市事件**（1995年・最高裁判決）だ。市民会館の使用許可申請があったが、市側はいわゆる過激派主催の反対集会であり他の集団の介入など混乱の恐れがあるとして、使用を許可しなかった（以下事例は裁判所の認定による）。「パブリック・フォーラム」に民間施設がどこまで入るかは議論があるが、少なくとも市民会館はその典型だろう。地方自治法の「公の施設」として、市は正当な理由がない限り住民の利用を拒否できない（244条）。裁判所は、集会の自由の重要性に照らして、利用を拒否できるのは、身体や財産が侵害され公共の安全が損なわれる「明白で差し迫った危険」が予見される場合に限られる、とした。その上で、このケースでは「過激派団体間の衝突が実際に予想される」として、不許可は適法としている。

では、あいトリのように自治体や公の施設自体が主催者の場合はどうか。前提として、アーティスト側が公的な施設に対して「私の作品を所蔵・展示せよ」と要求できる法的権利までは、なかなか認められないだろう。場所も予算も限界があり、そうした要求にすべて公平に応えることは、恐らく無理だからだ。

しかし、**②いったん公開した後の中止**はどうか。まさにあいトリをほうふつとさせる著名なケースは、**富山県立美術館事件**（2000年・名古屋高裁金沢支部判決）だろう。ここでは天皇の写真をコラージュした作品が議会で問題視され、美術館はいったん購入・展示した作品の非公開を決めた。不満な住民は、特別観覧の許可などを求め、美術館側は拒絶。裁判となった。裁判所は「公の施設」であるので観覧の拒絶には正当な理由が必要と述べたが、「平穏で静寂な館内環境を維持するため」などとして正当な理由ありと認めている。

若干、表現裁判では見慣れた論の運びだと感ずる。裁判所は、「これは表現の自由の規制なので、厳格な審査基準をクリアした場合にのみ許される」と配慮を示す。そして「厳格な審査基準のもとで、今回の規制は正当化される」と続ける。そんな感じだ。

もっとも、さすがにその理由がはっきり「著者の思想・信条への否定的評価」では難しい。**船橋市西図書館事件**（2005年・最高裁判決）では、司書がストレートにそうした理由で「新しい教科書をつくる会」メンバーなどの書籍を107冊廃棄してしまう。裁判所は、公立図書館でいったん公開された以上著者には一定の法的利益があるとして、廃棄処分の違法性を認めた。他方、2012年頃から松江・鳥取の学校・図書館などで起きた漫画**『はだしのゲン』の閉架化**は、過激な描写を理由に希望者のみに閲覧させる一種のゾーニングとも言え、より複雑な論争に発展した。

まさにあいトリでも問題となった、「特定の思想・信条を理由とする展示中止圧力か」「テロ予告など会場での混乱を防止するための中止か」が法的にも大きな分岐点になりそうな中、今回実行委員会は、混乱防止の措置が整ったとして展示再開に踏み切ったことになる。

そして大きな論点は**③助成金の不交付決定**だ。あいトリでは文化庁による、「批判・混乱が予想されながら申告がなかった」との理由でいったん採択（内示）していたトリエンナーレ自体への7800万円補助金を全額不交付にするという、ある意味わかりやすい対応にまさに芸術文化界が沸騰した。というか沸騰している。

日本では、知る限り補助金と表現の自由をストレートに扱った判例は見当たらないが、実は、これは30年前に米国で（日本で言えば文化庁の主要部門がひとつ潰れかねないレベルの）大論争になっている。論争の主は、日本でも最高裁判例になった「表現論争キング」**ロバート・メープルソープ**だ。1989年42歳で亡くなった世界的な写真家。その、ホモセクシャリティやサディズムの色彩の強い作品群の巡回展が、米国での芸術助成を主要に担うNEA（全米芸術基金。当時の年間予算額200億円超）の助成を得て行われようとした矢先、「こんな不道徳な作品に税金を?」と議会や一部会場で問題視された。

「芸術に公的資金が使われるべきか」「公金支出をしないことは表現の自由への抑制か」となって全米が割れる論争に発展。保守派の批判が強まり、NEAは数年後に予算を約半減近くにまでカットされてしまう。その結果NEAでは、政治や倫理論争に至りそうな作品への助成を控える傾向が強まったとも言われ、また少なくないアート系NPOは財政危機に直面した。（筆者は90年代後半、米国のアート支援NPOで数カ月インターンとして働いたが、当時の現場の合言葉は「サバイバル」だった。）これに対して、逆にリベラル派や芸術界から「〝穏健な〟政治的立場の優遇につながる」との反論が起き、オバマ政権下でNEAの予算は概ねもとの水準に回復。しかし、その後も論争は続き、現在トランプ政権はNEA解体を目指しているとされる。

まさに現在進行形だ。

米国でアート支援への公金支出が議論を呼んで来た背景には、政府による芸術文化助成が手厚いヨーロッパに比べて、アートを含む非営利活動・不採算部門への支援を、年間30兆円を超える巨大規模の個人寄付（うち芸術文化向けは2017年度で約2兆円）などが支えて来た歴史がある。人口あたり日本の10倍以上もの寄付金額の裏付けは、言うまでもなく手厚い優遇税制であり、政府には「既に税免除という形で巨額規模の文化支援を間接的におこなっている」という自負があるだろう。

政府の直接影響を排しつつも助成金による支援中心のヨーロッパ（特に独仏）と、税制優遇のもとでの個人・企業の寄付金中心の米英。規模では、そのいずれにも遠く及ばない日本。

さて、日本における芸術文化助成の役割は何で、その対象は誰が選択すべきなのか。一部作品への強い批判と対処を理由に芸術祭全体への補助金も取り消されるとすれば、どうやって情報の多様性と社会の活力を守って行くのか。これは恐らく究極的には法律問題ではなく、日本の我々の選択だろう。この議論は、まだまだ終わりそうもない。